



特定同族会社の 留保金課税について①

企業は一般的に、獲得した利益の一部を配当として株主へ還元します。しかし、株主と社長が同一人物のオーナー会社は、個人の所得税負担を抑えるために、利益が出てもあえて配当を出さないことがあります。

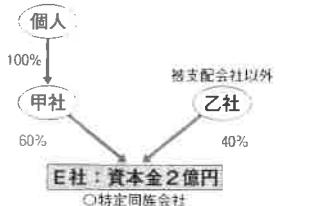
こうした過度な内部留保を抑制するため、特別に課される税金を「留保金課税」といいます。

「留保金課税」の対象となる法人

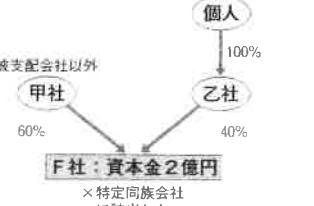
「留保金課税」は、同族会社のうち特定同族会社に該当した場合に適用されます。同族会社および特定同族会社の判定基準は、それ

ぞれ以下のとおりです。

- (1) 同族会社
同族会社とは、株主等の上位3グループで持株割合(自己株式を除く)が50%超となる会社(被支配会社)

●事例5


持株割合(自己株式を除く)が50%超となる会社(被支配会社)といいます。被支配会社を判定する株主等のうち被支配会社でない法人がある場合は、その法人を除外して判定します。なお、次の法人は特定同族会社とはなりません。

●事例6


持株割合(自己株式を除く)が50%超となる会社(被支配会社)といいます。被支配会社を判定する株主等のうち被支配会社でない法人がある場合は、その法人を除外して判定します。なお、次の法人は特定同族会社とはなりません。

- (2) 特殊関係のある法人
株主等(特殊関係のある個人や法人を含む)の持株割合が50%超となる他の会社等のことです。

●事例4 (D社: 資本金2億円)


持株割合(自己株式を除く)が50%超となる会社(被支配会社)といいます。被支配会社を判定する株主等のうち被支配会社でない法人がある場合は、その法人を除外して判定します。なお、次の法人は特定同族会社とはなりません。

- (3) 特定同族会社
特定同族会社とは、同族会社の上位1グループ(甲社)の持株割合は50%以上であるもの(資本金1億円以下のものによる完全支配関係がある法人等を除く)で、同族会社で具体的に考えてみましょう(図表参照)。

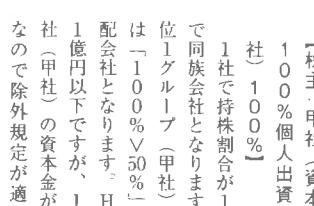
●事例5 (E社: 資本金2億円)


持株割合(自己株式を除く)が50%超となる会社(被支配会社)といいます。被支配会社を判定する株主等のうち被支配会社でない法人がある場合は、その法人を除外して判定します。なお、次の法人は特定同族会社とはなりません。

●事例6 (F社: 資本金2億円)


持株割合(自己株式を除く)が50%超となる会社(被支配会社)といいます。被支配会社を判定する株主等のうち被支配会社でない法人がある場合は、その法人を除外して判定します。なお、次の法人は特定同族会社とはなりません。

- (4) 特定同族会社
特定同族会社とは、同族会社の上位1グループ(甲社)の持株割合が100%の1人で持株割合が100%の会社となります。また、上位1グループ(甲社)の持株割合が100%以上の会社となります。ただし、G社は資本金1億円以下ですが、100%親会社(甲社)の資本金が5億円以上で除外規定が適用されません。結果的に、H社は特定同族会社に該当します。

●事例8 (H社: 資本金1億円)


持株割合(自己株式を除く)が50%超となる会社(被支配会社)といいます。被支配会社を判定する株主等のうち被支配会社でない法人がある場合は、その法人を除外して判定します。なお、次の法人は特定同族会社とはなりません。

除く)が50%超となる会社です。持株割合は、株主等と特殊関係のある以下の個人や法人の持株を含めて計算します。

- (1) 特殊関係のある個人
株主等の親族

「株主・甲20%、乙(他人)15%、丙(他人)10%、丁(甲の配偶者のいとこ)8%、その他47%」

- (2) 特定同族会社
特定同族会社とは、同族会社の上位1グループの持株割合が53%超となるので、A社は同族会社となります。

●事例1 (A社)
「株主・甲20%、乙(他人)15%、丙(他人)10%、丁(甲の配偶者のいとこ)8%、その他47%」

●事例2 (B社)
「株主・甲20%、乙(他人)15%、丙(他人)10%、丁(甲の配偶者のいとこ)8%、その他47%」

●事例3 (C社)
「株主・甲20%、乙(他人)15%、丙(他人)10%、丁(甲の配偶者のいとこ)5%、甲の配偶者3%、その他47%」

●事例4 (D社)
「株主・甲20%、乙(他人)15%、丙(他人)10%、丁(甲の配偶者のいとこ)5%、甲の配偶者3%、その他47%」

●事例5 (E社)
「株主・甲20%、乙(他人)15%、丙(他人)10%、丁(甲の配偶者のいとこ)5%、甲の配偶者3%、その他47%」

●事例6 (F社)
「株主・甲20%、乙(他人)15%、丙(他人)10%、丁(甲の配偶者のいとこ)5%、甲の配偶者3%、その他47%」

●事例7 (G社)
「株主・甲100%」

●事例8 (H社)
「株主・甲100%」

「経理のプロ」になるために欠かせないのが「法人税」の知識。今回は「特定同族会社の留保金課税」について解説します。

税理士 平井 満広

- 取扱テーマ(予定)
 - ① 受取配当等の益金不算入とは
 - ② 外貨取引について
 - ③ 出張旅費日当や海外通算賃等の取扱い
 - ④ 生命保険料の取扱い
 - ⑤ 特定同族会社の留保金課税について
 - ⑥ 特定同族会社の留保金課税について